

重点的取組みの現状（介護保険課）

1 事業名

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備

2 事業の内容

介護保険サービスの基盤整備を行うため、百人町四丁目の国有地の活用及び矢来町の
 所有地活用事業の利用により、民設民営方式により特別養護老人ホームを整備する。

3 取組みの現状

百人町四丁目国有地活用事業
 平成 19 年 2 月 着工
 矢来町 104 番 4 ほか（牛込消防署跡）所有地活用事業
 地域説明会 終了

4 平成 19 年度の課題及び今後の展開

百人町四丁目国有地活用事業
 平成 20 年 3 月竣工、同年 6 月運営開始（予定）
 矢来町所有地活用事業
 平成 19 年 5 月から事業者を公募（主体は東京都）、平成 22 年 4 月運営開始(予定)

1 事業名

地域密着型サービスの整備

2 事業の内容

第 3 期介護保険事業計画に基づき 夜間対応型訪問介護(1 所)や 小規模多機能型居
 宅介護(9 所)、 認知症高齢者グループホーム(36 人)、 小規模特別養護老人ホーム(29 人)等
 を民設民営方式により整備する。

3 取組み状況

夜間対応型訪問介護	19 年 2 月	1 所開設（株）ジャパンケア「ハッピー新宿」
小規模多機能型居宅介護	18 年 7 月	1 所開設（NPO 法人ほっとステーション 「ららら」 補助事業外）
	18 年度	公募（応募者なし）
認知症高齢者グループホーム	18 年 7 月	1 所開設（(医)龍岡会 ワセダグループホーム）
	18 年度	公募（応募者なし）
小規模特別養護老人ホーム	18 年度	（検討）

4 平成 19 年度の課題及び今後の展開

小規模多機能型居宅介護	事業者公募（東京都補助制度を活用し補助額を増額） 課題：介護報酬額が低い、事業用物件が少ない
認知症高齢者グループホーム	矢来町所有地を活用する他、整備方法を検討。 課題：事業用物件が少ない
小規模特別養護老人ホーム	整備方法を検討。 課題：事業用物件がない。

重点的取組みの現状（介護保険課）

1 事業名

介護サービス事業者への指導検査

2 事業の内容

介護老人保健施設の指導検査
地域密着型サービス事業所の指導検査
居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の指導検査

3 取組みの現状

介護老人保健施設 3所実施
・身体拘束の記録に不備がある。
・介護報酬における各種加算（リハビリテーションマシント加算、栄養マシント加算等）に係る手続が遵守されていない。

地域密着型サービス事業者 32所実施
・人員配置基準が満たされていない部分がある。
・介護サービス計画に不備がある。

居宅介護支援事業所 1所実施 訪問介護事業所 10所実施
・介護保険外サービス及び過剰なサービスを提供している。

4 平成19年度の課題及び今後の展開

19年度以降、国の事業者に対する指導・監督の考え方が変わり、指導と監査が明確に区分されることになった。指導の目的は、事業者を育成支援し、きちんとしたサービス提供主体になってもらうことであり、重点指導項目は「身体拘束・虐待の周知、サービス提供が一連のプロセス（アセスメント・プランニング・モニタリング）を経て行なわれ、介護報酬が請求されているか」ということになった。区においても、この指針を受け、サービスの種類によっては、従来の運営基準に則った画一的な指導を見直す必要がある。また、指導方法として書面指導が廃止され、集団指導の重要性が強調されているが、19年度は6月に区内全事業所を集め、事業者指導の考え方等を中心とした集団指導を実施する予定である。区に指定権限のある地域密着型サービスについては、今後も毎年度全件調査を実施する。介護老人保健施設については、書面指導の廃止により、また、施設数も少ないため、19年度も実地調査を行う。

1 事業名

介護保険の適正利用の推進

2 事業の内容

介護報酬請求内容の点検
介護給付費通知の発送
介護サービス事業所調査（「介護サービス事業者への指導検査」と重複する）

3 取組み状況

介護報酬請求内容の点検 年間計画に基づき実施（区独自項目の点検及び国保連縦覧審査等による点検）
介護給付費通知の発送 年2回居宅サービス利用者に発送 延 12,812 件
介護サービス事業所調査に関しては「介護サービス事業者への指導検査」参照
新宿区及び東京都等の事業所指導により、直接返還された介護報酬は 17 事業所、
11,840,247 円である。（他にも過誤申立による返還金あり）

4 平成19年度の課題及び今後の展開

第3期介護保険事業計画に位置付けられている重点的取組みである「介護サービス事業者への指導検査」と「介護保険の適正利用の推進」は内容的に重複する部分があるため、今後に向け事業内容を整理する必要がある。介護給付適正化の要である「要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監督等の適切な実施」に沿って、事業内容を組み立て直すべきと考える。